

決算審査特別委員会会議録
(特別会計)
(水道・病院事業会計)

(令和4年9月9日)
〔第1日〕

審査内容

議案第 38 号	令和 3 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	4
議案第 39 号	令和 3 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	4
議案第 40 号	令和 3 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について .	20
議案第 41 号	令和 3 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	20
議案第 42 号	令和 3 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について .	20
議案第 43 号	令和 3 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	29

出席者

【 議会 】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
委 員 長	川下 武則	副 委 員 長	所賀 廣
議 長	坂口 久信	副 議 長	江口 孝二
委 員	久保 繁幸	委 員	田川 浩
委 員	竹下 泰信	委 員	松崎 近
委 員	西田 辰実	委 員	山口 一生
議 選 監 査 委 員	待永るい子	事 務 局 長	今泉 哲也
書 記	針長 俊英		

【執行部】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
町 長	永淵 孝幸	副 町 長	每原 哲也
教 育 長	松尾 雅晴	会 計 課 長	山崎 浩二
財 政 課 長	西村 芳幸	健 康 増 進 課 長	中溝 忠則
環 境 水 道 課 長	川崎 和久	太良病院事務長	井田 光寛
財 政 課 財 政 係 長	江口 薫	健 康 増 進 課 保 険 係 長	峰松 智彦
健 康 増 進 課 健 康 づ くり 係 長	川上みどり	環 境 水 道 課 簡 易 水 道 係 長	福田 嘉彦
環 境 水 道 課 水 道 係 長	山口 武徳	環 境 水 道 課 環 境 係 長	池田 直道
太良病院経営管理係兼医事係長	中野 浩輔	太良病院経営管理係員	宮崎 達也

以上 29 名

午前9時31分 開会

○決算審査特別委員長（川下武則君）

それでは、ただいまから決算審査特別委員会を開催いたします。

本日から3日間にわたって行なわれます決算審査特別委員会は、町が執行した各種事業単位の成果、またそれから町民サービスの全体の向上にどのように寄与したかを検証する委員会であります。企業会計、一般会計の決算審査につきまして、委員各位には執行部から各会計の決算書及び行政実績報告書が、併せて監査委員の意見書等書類が配布されております。委員会の開催にあたり委員各位には事前に配布書類の精査をお願いしており、委員からは積極的な御意見と御質問をお願いするのもであります。それでは審査を始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は10人です。定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。

お諮りいたします。お手元に決算審査特別委員会の議題を配布しておりますので御覧ください。

本日はこの議題の2、付託議案審査案件、②の議案第38号から⑦議案第43号までの4つの特別会計と2つの企業会計、合わせて6つの案件を審査、採決し、第2日目、第3日目に①の議案第37号、一般会計を審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

異議なしと認めます。

よって、本日はこの4つの特別会計と2つの企業会計、第2日目、第3日目に一般会計を審査することに決定いたしました。

ただいまから審議に入ります。

お諮りします。ただいまから特別会計の審議に入りますが、漁業集落排水特別会計、簡易水道特別会計及び水道事業会計を一括して審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

異議なしと認めます。よって、漁業集落排水特別会計、簡易水道特別会計及び水道事業会計を一括して審議することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。後期高齢者医療特別会計及び国民健康保険特別会計の2つの特別会計を一括して審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

異議なしと認めます。よって、議案第 38 号 令和 3 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 39 号 令和 3 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書の 214 ページから 265 ページまで、行政実績報告書では 79 ページから 88 ページまでの一括審議に入ります。

議案第 38 号 令和 3 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 39 号 令和 3 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○決算審査特別委員長（川下武則君）

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

なお、説明につきましては、簡潔にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○健康増進課長（中溝忠則君）

《後期高齢者医療・国民健康保険特別会計の行政実績の概要説明》

○決算審査特別委員長（川下武則君）

今、説明が終わりましたので、質疑に入ります。

なお、節度ある質疑にするために、質疑の方は必ず挙手で発言を求め、委員長の許可を得て、会計名と関係書類名及びページ数を言ってから質疑をお願いしたいと思います。

それでは質疑の方よろしくお願いいたします。

○竹下委員

報告書の 79 ページの被保険者の状況についてお尋ねいたします。先ほど説明があったように、65 歳以上 74 歳までの寝たきり等の一定の障害があれば、申請をして認定があれば加入できるということになってます。太良町においては、前年が 20 人で、65 歳から 74 歳まで 20 人で、今回 18 名ということになってます。寝たきり等一定の障害はどのような障害があるのかお尋ねしたいというふうに思います。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

お答えいたします。

ここでいう寝たきり等一定の障害というものは、障害の程度によって加入できるものと加入できないものがございます。まず、身体障害者手帳をお持ちの方で、1 級、2 級、3 級の方は、もうそれをお持ちという段階で申請されれば加入されることができます。そして 4 級なんですけれども、4 級の中で 4 つ該当される障害がございます。1 つ目が、音声機能、言語機能の著しい障害。2 つ目、両下肢の全ての指を欠くもの。3 つ目、1 下肢を

下腿の2分の1以上で欠くもの。4つ目、1下肢の機能の著しい障害。これらの方は、申請されれば加入されることができます。5級以下の方は、申請されても加入されることはできません。それと、精神障害者保険福祉手帳1級、2級をお持ちの方。これらの方も申請されれば加入されることができます。それと療育手帳。療育手帳のAとBとあるんですけども、Aが重度の知的障害の方が療育手帳お持ちです。そういった方のAの方は、申請されれば加入されることができます。それと最後に国民年金保険法の障害年金を受給されていらっしゃる方で1級、2級の方で障害年金を受給されていらっしゃる方は、申請をされれば加入することができるとなっております。

以上です。

○竹下委員

下肢という話があったんですけど、足のことですか。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

はい、足です。

○竹下委員

足に障害がある方とかでことよろしいですかね。その18名の内訳というか、どういう状態にあるのかというのわかりますか。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

お答えいたします。

すいません、内容については、どういった障害をお持ちのケース。すいません、持ち合わせておりませんでした。申し訳ありません。

○田川委員

毎回聞いてますけど、後期高齢の医療費なんですけど、後期高齢医療といいますと、広域連合でしますので、なかなか太良町がどのくらいの医療費払っているのかというのが見えにくいということで、毎回聞いておりますけど、令和元年、令和2年については大体102万ということで聞いとりました。もし令和3年度分が出ておりましたら、太良町の分を……。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

令和3年度で、後期高齢者の医療費は1人当たりどれくらいということのお尋ねだったと思いますけど、今100万1,800円ということで、1人当たりの医療費は、そういうふうになっているような状況でございます。

○田川委員

はい、分かりました。約2万5,000円ぐらい下がっていると思っております。それは推測するに、いろいろなコロナとか影響があったものかなと思いますけれど。もうひとつちょっ

と聞きたいことがあって、そのコロナの影響があったかどうかということをもうちょっと知りたいので、県の医療費でいいですので、令和元年ですと例えば1,353億円ですよね。県の佐賀県広域連合の全体の分ですね。もしよかったら令和2年、3年あるか分かりませんが、なかったら令和2年度でもいいですので、教えてもらいたい。

○健康増進課長（中溝忠則君）

先ほど議員のほうから県のトータルの医療費がどのくらいというのが言われたと思いますけど。

○田川委員

令和元年が大体1,353億円だったんですよ。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えします。

令和3年度につきましては1,342億6,900万になっております。

○田川委員

2年度も分かれますか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

令和2年度につきましては、1,318億2,200万でございます。

○久保委員

その分の全国平均が幾らなっとるか。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

分かる範囲内でよかですよ。

○久保委員

去年が、その令和3年のうちのランクがちょっと下がってるけど、102万から100万になってるけど、去年が全国平均94万ぐらいになっとったもんね。だけん全国平均が、令和3年が幾らぐらいなのか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

全国平均の1人当たりの金額につきましては、令和2年度が91万7,124円で、佐賀県の1人当たりの金額が、令和2年度で106万402円でございます。ちなみに令和3年度の全国の1人当たりの医療が93万1,606円で、佐賀県が令和3年度が108万4,319円でございます。

以上でございます。

○田川委員

それで、広域連合のほうでもいろんな目標を持っていろいろ事業進めてられると思うん

ですけど、今、長寿健康づくり事業実施計画ということで、まあ今、第2期ですね。やっとなれると思います。いろいろな報告書出てますので、その中で、いろいろ見ておきますと、高額化する医療費の課題に取り組むということで、その中で、医療費の適正化というのがございました。それでまあ4つのことをその中でやっとなれましたけど、1つはジェネリック医療の医薬品の普及事業ということです。2つ目が、適正受診の推進事業ということ。これは重複して受診されるとか、重複して薬をもらうとか、そういったことに対しての対策ですね。3つ目が、いろいろな通知ですね。通知を送るということ。これ何か最近3回から2回に減ったようですけど、まあそれはそれとして。それで、あと最後に、医療費の分析事業をのやっておられました。これは何かと言いますと、市町での医療費の分析の支援を行うということで、広域ということなんですよ。それで、広域連合のほうから太良町に対していろんな情報が来てると思うんですけど、どういった分析した情報が来てるのか。また、太良町としてどういった分析をされているのか、ちょっと知りたかったんですけど。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

お答えいたします。

昨年度から始まりましたこの高齢者の保険事業なんですけれども、分析結果は、今のところはまだ、広域連合からこういったことで佐賀県のほうは平均が高いとかいうようなものはまだ届いてはいない状況です。

○田川委員

国保のデータベースサービスを市町村でも見れるようになったと聞きましたけど、それは見たりしていらっしゃいますか。

○健康増進課健康づくり係長（川上みどり君）

お答えします。

KDBシステムは、国保データベースシステムとあって、保険者毎にシステムを見れるようになってます。国保の被保険者の方を見れるものと後期高齢の被保険者を見れるもの、介護の情報を見れるものというふうに分かれております。後期高齢の方のKDBの内容を見れるというのが、レセプト情報は見れる。レセプトと健診情報を突合したのが見れたりしてます。介護の認定状況との突合というのも確認ができるようになってます。KDBを後期高齢に見れるようになりまして、後期高齢の方の保健指導の際に、その方のレセプト受診の状況とかを確認して、訪問したり、保健指導をしたりというのをしています。

○田川委員

今回そういう情報が見れるようになったということですので、それはまた有効に利用して、またその後期高齢者医療の課題の対処に生かしてもらいたいと思いますので、また来年も報告楽しみにしております。

○竹下委員

実績報告書の81ページですけれども、この中に、後期高齢者の医療広域の連合会の負担、連合給付金というのがあります。普通経費から基盤安定負担金までありますけれども、この下から3番目の保険料ですね。特別徴収と普通徴収が、前年と比較したら546万円ほど上がっております。被保険者数を見ますと、79ページですけれども、前年と比較したら、先ほど言いましたように1,807名ということで、1名減少しているんですよ。減少しているのにも関わらず、この保険料というのは上がってますけれども、この理由はどうか伺いたいと思います。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

お答えいたします。

詳しくは、申し訳ありません、分析をしておりますけれども、中には、去年はもっと少額だった方が、家の事業の所得のよかときと悪かときで20万とか年間20万台とか払う方の上がり下がりがありますので、そういった方の所得があったのではないかなと私個人的には推測をしているところです。

以上です。

○竹下委員

分析をされているというふうに思いますけれども、共通経費ですたいね。一般会計と特別会計、それと保険基盤の安定負担金ですたいね。これについてはマイナスになつととですよ。全部マイナス、僅かですけど。しかし、その保険料の特別徴収と普通徴収についてはプラスになってます。大幅にですね。増えとる分はほとんどこの部分が増えていることになってますので。その理由について伺いたいと思います。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

お答えいたします。

議員さんおっしゃられました共通経費と保険基盤安定負担金につきましては、広域連合のほうで計算して各市町に負担を求められてるものですので、ここが下がったのについては詳しくは分析ていうか、理由は分からないんですけれども、保険料については、先ほど申し上げました所得が関係するのではないかなと思っております。

○竹下委員

徴収基準が変更になったとかではないんですかね。ただその所得の関係で上がったことが予想されるということですかね。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

そうですね。2年度と3年度で保険料の基準は変わってはおりません。

○久保委員

また後期高齢者の79から80ページにかけてなんですが、まずは、被保険者数が1,807

人おられますね。その分で自己負担割3、1割というふうに分けておられますが、現役並みの所得1、2、3。低所得者1、2。一般。まずはその辺の数字から教えていただけるかな。何人ていうこと。1、2、3が何人。低所得者の分が何人。一般が何人て。1,807人の内訳です。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

お答えいたします。

今、久保議員さんおっしゃられました内訳なんですけれども、今おっしゃられた表の1,807人の内訳ですけれども、その右側に現役並み所得者と低所得者と一般と分けて表示をしておるかと思います。

○久保委員

そんだったら、質問変えます。そんだったらね、その下の収入についてなんですが、滞納繰越分、昨年度はゼロだったんですが、今年が13万5,000円。今後これをどのように処理するのか教えていただきたい。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

お答えいたします。

令和3年度末で滞納が13万5,000円ございます。内訳としましては、お二人いらっしゃいます。詳しくは申し上げにくいところもあるんですけども、1人は令和2年度中にお亡くなりになった方で、身寄りがない方で、その後相続人の届とか、葬祭費の請求もあっていらっしゃらない方で、請求ができなくなってしまってる方が1名。金額的には少額なんですけれども、1名いらっしゃいます。それともう一方につきましては、結構その方の保険料がほとんどなんですけども、この13万5,000円の内訳は。その方につきましては、今も出向いて行って、ずっと納めていただくという約束をして、ずっと収入が入ったときには御家族に来ていただいて、今現在はもう大分減ってるところです。この令和2年度分の13万か、令和3年度分か、13万5,000円については、ほぼ。

○久保委員

ほぼ1人分てこと。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

そうなんです。

○久保委員

そいぎ、1人亡くなった人のとは、不納欠損でどうにか処分するてことね。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

そうですね、今年度末に広域連合とも話をして、不納欠損をしなければいけないのかなと考えております。

○久保委員

はい、ありがとうございました。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

ほかに。

○副議長（江口孝二君）

素朴な質問をします。この歳入歳出の両方ともぼってんが、人件費の計上はなかよね。それであるならば、これに携わる人たちは総務費の中に計上されとつとか。まずそこをお尋ねします。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

分かる人が答えてくるっぎよかばってん。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

お答えいたします。

確かに議員さんおっしゃるとおり、国保の特会のほうからは、職員の人件費については支出しておりません。職員の人件費につきましては民生費。民生費の中の社会福祉総務費の中に社会福祉関係の職員と一緒に計上をしておるところです。そして1人、高齢者保健事業を行っている1人の職員、保健師ですけれども、1人の職員につきましては款の4、衛生費、保健衛生総務費の中に1人計上をしているところなんです。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

いいですか。

○副議長（江口孝二君）

いやいや、国民年金というのが1人あるもんね。民生費の中に。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

年金ですか。

○副議長（江口孝二）

国民年金ていうのがいっちょだけあるでしょ。こいじゃなくて、予算書見らないかんよ。当初の予算書、それに1計上してあるはずよね。だから私が言いたかとは、ここに時間外の保険係でA、B、C、D、4人ありますけど、この4名の方がこの両方に該当されるとかどうかばまず聞きたかつですよ。質問もされんわけたい。総務費ん中に入っとつとなれば、総務費で質問せないかんけんで、この保険係の11ページ、特別委員会の資料。保険係と健康づくり係であるですたいね。健康増進課の中に。このA、B、C、Dが、極端な言い方すれば、国民年金と後期高齢者の人たちが携わつとるですかてことをまず確認したかつですよ。そいからじゃないと本題に行かれんわけ、質問に。だからおいが言いたかとは、特別会計では質問されんとかて言いたかわけよ。人間がこっちに入っとれば。一般会計の時しか質問されんてことになるわけやろう。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

超勤の実績表の健康増進課のところを御覧になられているかと思います。保険係と健康づくり係と表記をしております。健康づくり係は当然、一般会計のほうに予算ございます。保険係の超勤につきましても、一般会計のほうに超過勤務手当として予算を、時間外勤務手当か、時間外勤務手当として民生費と衛生費の中に予算を取っております。この実績表ですけれども、この実績表は会計毎に、会計毎ていうか民生費とか、衛生費毎に作ってあるものではなく、その職員が保険係として何時間勤務をしたかの表記でございます。

○副議長（江口孝二君）

長くなっけん、もうちょっといつまでは聞かれんばってんが、当初予算書ていうとあつたいね。予算書。予算書に全部総務費から議会費からずっと2人、29か、ずっと数字を並べてあります。それに指定してもらわんと、分からんわけよ。何の仕事ばしよっか。ていうことは、これも何かによ、こっちの未収金についても、国民年金は税務課。後期高齢者は健康増進課てなつとるもんね。担当者が。右の上ば見れば、そういうふうな書き方ばしてあるけんさ。何で違うとかて言いたかわけよ。だからだいが何の仕事ばしよるとか見えんわけ。昨年時間外について聞いた時に、特別会計は総務課長が自分の範囲じゃなかけん、各課長に任せとるといふ答弁ばされております。私は去年我が言うたことは全部出して見てるけんて、間違いなか。答弁ばされとっけんですよ。そこら辺も詳しく聞きたかとばってん、今回はちょっと一般のほうで聞きますから、そこら辺はちょっと参考人として入ってもらいたかと思ひます。全く見られん。言うちゃ悪かばってん。どこがだいがだいか全く分からんわけよ。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

今、言いよんしゃつとは、意味は分かるよね。どっちのほうに入つとるか、またそいば何でそういうふうに入れたかという説明をきちつとしてしてもらわんと、結局そつから話を持っていきたいていいますか。

○副議長（江口孝二君）

よかさ、先さん行きんしゃい。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

よかね。

○財政課財政係長（江口 薫君）

答えにならないんですけど、先ほど峰松係長が言った、予算書を見てもらえれば分かるんですけども、国保には人件費が入っておりません。後期高齢者の職員の分は峰松君が先ほど言った3の民生費のほうで繰出金ということで計上されておるものなので、今、議員言われた超勤の実績の金額については、全て一般会計のほうから、3の民生費のほうから支払いばされているものと思ひます。

○副議長（江口孝二君）

そしたら国民年金ていうとのいっちょあつろ。1名。

○財政課財政係長（江口 薫君）

それは、町民福祉課の年金係の1人、戸籍年金係の4人のうちの1名分がここに計上をされて。

○副議長（江口孝二君）

そりゃ前も質問して聞いとるばってん。だから、それが1名あるなら1人でしとつとですかて、単純な質問よ。国民年金の係は1人ですかて私は言いたかわけ。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

その答えが出せれば。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、戸籍年金係4名ほどおられますので、予算上は1名分しか計上してないというのが実情です。ほかの3名については、ちょっと資料はないんですけど、多分総務費あたりで計上しているものと思いますけど、その内訳については、今ここに出席してる者では詳細は分かりかねます。すいません。

○副議長（江口孝二君）

いや、私が言いたいかとは、誰が見ても分かるごとしてもらわんとさ。そういうふうにしてほしかという要望でちょっと質問ばしよつとばってんが。

○町長（永淵孝幸君）

職員の仕事ていうとは相対的なことで、例えば国民年金係の仕事を主にしながらほかの業務もてことあつし、予算組むときね、例えば国民年金関係の事務を国から流りたいします。そういったところで組むとき、その1名分はじゃあ国民年金係の経費で組もうとか、そういうことしていきますので、今ちょっと私もここでびしゃつとは明確なあれはできませんけれども、そういう組み方もします。例えば保険係が健康づくり係の仕事をやってみたりとかしてくる。しかし予算的には保険係として組んでいると。そういう形になりますので、仕事はそれだけじゃなかていうことだけは。

○副議長（江口孝二君）

町長、私が言いたかとは、昨年令和3年から各課別に私が言うて時間外ばしよつとすよね。だからそれであるならば、まっと極端な言い方すれば、当初予算と見比べた場合にがぼつと増えたところのあつとですたいね。だからそこら辺ば完全に見たときに分かるようにてことで、去年からの流れですよ。私が言いたかとは、だからせつかく各課別に時間外ば計上してあつとであれば、やっぱりそこら辺は分かるごとしてほしかなという要望です。検討ばして、されんならされんでよかばってんが、検討ばしてほしか。

○町長（永淵孝幸君）

前回からもその議員言われてた超勤の問題は、だから例えばAという職員が、本来の自分の業務だけではなくて、ほかのをちょっと手伝って、ちょっと超勤もしたという場合があります。そんなときは、この人は特別会計で予算組んどっても一般会計のほうで超勤を出すとか、こういうやり方ありますので、言われるように、そりゃ個々に振り分けながら、そのAという職員が、じゃあ特別会計から幾ら出し、一般会計から幾ら出してことをしていかんと、やっぱい個々のあいとは分かんと思います。

○副議長（江口孝二君）

反論じゃなかばってん。ちょっと待ってください。昨年総務課長が時間外の答弁しとる中に、3年度からはぎゃんなるけんで、まっと明確に分かるごとになりますてごとしてあつてですよ。だから私は言いよつとですよ。議事録見てもらえば時間外としてこいだけ持つとるばってんね。だから質問したけんちかつと変わったかなていうとはあつたからちょっと聞きました。以上です。もうよかです。

○議長（坂口久信君）

この79ページの後期高齢者ばってんが、寝たきりとか……とか、そして……どうのこうのて人たちが、後期高齢者に入らるっていうな格好やったね。そりゃこっちのほうの障害者ごたつ人はほとんど役場で分かつて、ほとんどのそういう人たちは全部高齢者に入れていただいとるのか。その辺の漏れはないのかどうか。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

お答えいたします。

手帳とか、確かに取られたときに情報は役場のほうで分かります。しかしながら、全ての手帳をお持ちの方を入れていらっしゃるて方ていうとは、そうではありません。なぜかと言いますと、社会保険の扶養に入つてらっしゃる方とかやったら、一旦後期に入つてしまわれたら保険料が発生しまつたりされますので、社会保険の扶養のほうは何もなかもんで、そちらのほうがいいという場合もあられます。ですけれども、こういう制度もありますよという案内はしておるところです。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

ちょっと待ってください。質疑の途中ですけど、先ほど江口副議長さんの言いよつたとは、昨年も一緒ですけど、この決算審査特別委員会でいろいろまあ、昨年度、一昨年度のやつを、本当に町民サービスのためにしたかどうかというのを調べたり、いろいろ提案をしたりする場でもあります。その中で、先ほど江口副議長さんが言うたごと、総務課長は答えたとは、私もきちつと覚えとつとですよ。来年からもつと分かりやすく明確にしますということをきちつと言うとるもんやっけん、なるべくそうやって吐いたものには責任を持ってじゃなかばってんが、そういうふうにして今後してもらいたいなということで、町長、副町長すいませんけど、よろしくお願ひしたいと思います。

○町長（永淵孝幸君）

その点については、いつも今度議会があるときは、今回決算委員会もあると、昨年検討しますとか、それについては報告をしますということ言うたならば、どういう対応をしましたよという返答できるようにね、課長さん方も大変やろうばってんが、そういう整理はしとってくれろと。必ず昨年の答弁に対して質問があるはずやっけん、そこら辺は整理してしとってくださいという話はしとります。しかし、今日総務課長が……今言われたような形でしとりますので、また後だってね。そういう指導はしておりますから。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

よろしくをお願いします。

○田川委員

報告書の 88 ページ、特定健診、最後のところです。特定健診の令和 3 年度受診率は 34% ということで、先ほども説明ありましたように、とにかくコロナウイルス感染症の影響で、5 月、6 月が集団健診中止になったと。こういったことが多分に影響しているのかと思いますけれど。そこと、またちょっと今回聞きたいのは、コロナ前と、コロナが流行ってから、まあ令和 3 年でいいですよ、なってからの、どこで健診を受けたか。要するに集団健診と、例えば個別の民間病院とかでも受けられますよね。またいろいろなところ。そのどこで受けたかのデータとかありますか。コロナ前と令和 3 年でいいですから。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

今、すいません、手元には持ち合わせておりませんが、抽出すれば、システムで、どこで受けたかは分かる。どこが増えたかとかは分かると思います。

○田川委員

と言いますのは、私が令和 3 年度、私は大体集団健診のほうで、短時間で多くの科目を受けられますので、効率的ですので、大体受けてるんです、毎年ですね。ただ、令和 3 年度におきましては、私が行こうと思っていた日がことごとく中止になって、ようやく今年になって個別で民間病院のほうで受けたということになりましたけど。やっぱり民間病院さんもいいんですけど、やっぱり項目が少なかったりしますよね。そういった方は、結構多かったのではないかなと思ってちょっと聞いてみました。それで最後の質問ですけど、ここにも書いてありますけど、これがどういうふうなコロナ感染症が蔓延する中でこの受診率を回復させていくかというのが課題あるてことを書いてありましたけど、担当課としては、どういったことを考えていらっしゃるのか。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

お答えいたします。

なかなかこの受診率を上げるてというのが、本人さん次第ていうこともあるて言うぎいかなばってんですね。しかしながら、そうも言ってられなくて、医療費を何とか下げんばい

かんということで、今ちょっと数年前から事業所と契約をして、勧奨の案内通知とか、SNSを使って勧奨を出すとか、それもその方が受診したいなと思わせるような文面をアンケートに何かお答えいただいて、その方に合うようなAIですね、AIを使った勧奨。その方に受けたいと思わせる文書とか、そろそろ毎年受けてらっしゃる時期のちょっと前に出すとか、そういったことで案内をしております。それと、やっぱり保健師担当から大分個別にも電話をかけてもらって、去年受けとんしゃっばってん今年はまだですけどどがんですかとか、再三かけていただいているところです。

以上です。

○田川委員

分かりました。

○竹下委員

報告書の85ページですけれど、中ほどに低所得世帯の対する軽減の状況ていうのがあります。これについては、低所得者世帯の対する軽減の状況になっとなって、中身を見ますと、それぞれ戸数になってます。ですから、これ世帯に変えたほうがいいと思いますけど、小さいことですけど、ぜひお願いしたいと思います。

それと、この決算書。決算書の中の229ページですけど、13番目の繰入金の中に、基金繰入金が5,000万ほど計上されてあります。今回、予算現額では計上されてたんですけど、収入済み額ではゼロになってます。要するに……ということですけど、これについての……理由はどうか伺いたいと思います。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、基金の繰入金ですけれども、例年基金の繰入金、もしものための基金の繰入金を予算計上させていただいております。時期時期にどれくらい国保の運営上健全なのかを判断して、基金を繰入れなければ医療費払えない状況とか、そういったものを時期時期で判断をして、今年は基金繰入れなくても、プラス、マイナス赤字にならないなというような状況を判断できたもので、繰入れをしていないところです。

○竹下委員

必要なかったから、もうしなかったという理解でよろしいですかね。はい。今回コロナウイルス関係が、特定健診について分析がしてあったんですけど、その他の医療関係につきましては、その分析がちょっとやってないのかなという感じがしてます。コロナのウイルスがどういう国民健康保険に影響があったのかなかったのかですね。その町民の方々の動きあたり、特定健診については先ほど言いましたようにしてあるんですけど、そのほかの医療関係についてはちょっと甘いかなと気がしてますけど、それについてはいかがですか。

○健康増進課健康づくり係長（川上みどり君）

先ほどの御質問に対して、医療の受診状況がどうかというところですかね。

○竹下委員

全体的にですね。それも含めてですけど、それも含まれますし、そのほかの状況も。

○健康増進課健康づくり係長（川上みどり君）

コロナがはやっているときは、医療機関に行くのを控えようという方が増えてるっていうのは、医療機関の方からお話として聞いてます。最近は患者さんが減ってきているとかというのは、昨年度耳にしたことではあります。コロナが少し落ち着いてくれば、お薬をまたもらいに行かれる方も増えてますので、細かいところの分析はできてないですけども、コロナで受診控えてというのは全国的にも見られた現象だと思います。

○竹下委員

例えば県のほうから、こういう状況についてどうなっているのか。例えば国民健康保険のコロナに関する状況あたりどうなのかという、そういう問い合わせがあったりなんかはしてないですかね。特にありませんかね。

○健康増進課健康づくり係長（川上みどり君）

はい、特には。

○竹下委員

特にない。太良町としても、特質すべき事項ですたいね。特別な事項ですたいね。あとはなかったという理解でよろしいですかね。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

ほかに。

○久保委員

前年度3年度、実施率の34%で言いよったね。その34%で、再診の人は何%、何人ぐらいおられると。再検査の人。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

お答えいたします。

申し訳ありません。ちょっと持ってきておりません。申し訳ありません。

○久保委員

そしたらね、そりゃ後から報告してね。そんだったら今年また、大分中止が、特定健診の中止が放送をされよるよね。今年はどんだけぐらいの予想は考えていますか。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

お答えいたします。

つい先日、がん検診、肺がん検診とかは中止をさせていただきました。特定健診の集団健診については、今年度については予定どおり行っているところです。それで、今現在の

特定健診の受診率ですけれども、持ってきたんですけど、ちょっとすいません、今。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

あせがらんでゆっくりと。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

ありました。すみません。今現在 20%の受診率でございます。

○久保委員

20%の何人ね。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

まだ 20%です。20.9%です。

○久保委員

何人ねて。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

350 人です。

○久保委員

350 人。そんならあと、去年ば越すぎちゃ、もうちょっとで頑張ればよかったいな。

それと、収納対策強化等で収納率が上がるととばってん、どのような努力ばしよっとですか。ここに最初に、中溝課長が説明した時に、収納対策強化等するものと思われますと……。どういう努力をなさったのか……。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

お答えいたします。

国保税につきましては、税務課に正直任せている部分が大きゅうございます。すみません。例年お答えはしております短期証とかも、まだまだ今年度も発行して徴収をしているところです。

○久保委員

今、短期とかなんとか言われたですけど、短期あたりのどんだけくらいの数が……。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

お答えいたします。

令和 3 年度で短期証の対象だった方が 32 世帯ございます。ちなみに令和 4 年度で 38 世帯の方を、一番最初保険証を配る時に短期の保険証をお配りしております。

○久保委員

その短期でまさか、これは年に何回発行でくつとかな。何回か幾らか入れんしゃらんぎにゃ発行できんちゃろうだい。何か月か過ぎたらば、また幾らか行政から短期を発行することであるとばってんが、それは何か月もてるとですか。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

基本的に短期証を発行する時には、もう1か月単位で、1か月分を出しております。やっぱり病院にかかる前にどうしても保険証がないと困られるということで、大体病院にかかれる前に来られて、短期を1か月出して、その後何もないということもあります。でまた病院に行かれる前にまた1か月分とか、そういった状況で出しています。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

この報告書と関係なかとですけど、健康保険証、こいマイナンバーカードに自動的になるようにされたわけですよ。保険証として使えますというので。実は昨日医大でこいば出してみろうて思ってマイナンバーカードば出したぎん、まだ対応できません。そいぎいつ頃ですかて聞いたぎん、分かりません。ていうことは、これ使えんやっただてことは、恐らく県内では使えるとこなかとかないと感じた……。その辺の導入をできる見通しというとは、どがんなとととですか。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

分かる範囲内で結構なんで。こい町民福祉課ですもんね。

○健康増進課長（中溝忠則君）

私の認識でお答えさせていただきます。

先ほど所賀議員のほうから、マイナンバーカードで大きな医療機関で使われたというふうで言われましたけど、2024年度は、国はめどにしているのかなというふうな情報は入ってきているんですけど、まだ、そこらあたりも国、県も、まあ市町なんですけど、状況を見ながら、その辺は調査なり、国の予算も多分当然必要かと思しますので、確か2024年度をめどに国は行いたいという報道が入ったと思しますので、確かそれぐらいだというふうに認識はいたしております。

以上でございます。

○竹下委員

国民健康保険税の未収金の徴収についてですけれども、これについては税務課の関係かもしれませんが、当然こちらのほうも担当になるかというふうに思いますけども。そこら辺どうタイアップしながらやっておられるのかお尋ねしたいというふうに思います。これを見ますと、平成19年度分からこうありまして、累計が3年度末で975万円ほどあるんですよ。金額的にしたらやっぱり大きな金額かなというふうに思っています。徴収については先ほど言いましたように税務課でやってるかもしれませんが、やはり担当をしてる課としても十分、何ていうかな、対応していくべき問題かなと思っておりますけど、それについてはいかがですか。お尋ねします。

○健康増進課保険係長（峰松智彦君）

お答えいたします。

先ほども私がちょっと言ってしまいましたけれども、もう税務課に依頼をして、もうお

願いをしてしまっている状況なんですけれども、税務課のほうで差し押さえの処分とか、そういったことは税務課のほうで当然今してもらっているんですけど、それ以外に実際銀行出向いて行って徴収とか、そういったものときには私たちも付いて行って、国保税のことで不満とか出たときには説明をせんばいかんとじゃなかかなと思っております。

○竹下委員

ぜひ話し合いをしながら、この未収金を回収できるように対応をぜひお願いしたいと思えます。

○久保委員

これは毎年私が聞くんですが、透析の推移はどのような推移だったのか。国保、全体的に分れば全体的が一番よかと思えますけれど。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

令和4年8月末現在で申し上げますと、国保が現在6名。後期高齢者の方が17名。社保等の方が12名になっております。そのうち、先ほど言いました6名、17名、12名の内訳で、3年度の新規の方が国保の6名中1名おられます。3年度の新規の先ほど後期高齢者の17名のうち、2名も新規ですね。社保等も12名のうち1名が令和3年度の新規ですね。

以上でございます。

○久保委員

透析の方が、コロナで亡くなった方はいらっしゃらない。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

そこまでの情報が、ちょっとうちのほうに入っておりませんので、あるかないかは申し上げられない状況でございます。

以上でございます。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

ほかに。

○議長（坂口久信君）

ありません。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

質疑がないので質疑を終了いたします。討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

討論ないので採決いたします。

よって、これより議案第38号及び議案第39号の2議案を一括して採決いたします。

議案第 38 号 令和 3 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、
議案第 39 号 令和 3 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、以上
2 議案は原案どおり認定すべきことに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

異議なしと認めます。よって、議案第 38 号及び議案第 39 号の 2 つの特別会計歳入歳出
決算の認定については、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

入れ替えのため、暫時休憩いたします。

午前 10 時 46 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

○決算審査特別委員長（川下武則君）

休憩を閉じ、直ちに会議を再開いたします。

次に、議案第 40 号 令和 3 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、
議案第 41 号 令和 3 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、決算
書の 266 ページから 297 ページまで、行政実績報告書では 89 ページから 93 ページまで、
及び議案第 42 号 令和 3 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
を議題といたします。

議案第 40 号 令和 3 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 41 号 令和 3 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 42 号 令和 3 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○決算審査特別委員長（川下武則君）

行政実績並びに事業実績について関係課の概要説明を求めます。

なお、説明につきましては、簡潔にお願いいたします。

○環境水道課長（川崎和久君）

《漁業集落排水特別会計、簡易水道特別会計、水道事業会計の行政実績の概要説明》

○決算審査特別委員長（川下武則君）

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

なお、節度ある質疑にするために、質疑の方は必ず手を挙げて発言を求め、委員長の許可を得て、会計名と関係書類及びページ数を言ってから質疑をお願いしたいと思います。それでは質疑に入りたいと思います。よろしくをお願いします。

○山口委員

漁業集落、89 ページ。これここに書いてないんですけども、排出される水の検査。それってというのは、どのくらいの頻度で行われているのか。その結果。最近行った結果というのはどういうふうになっていますか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

水質検査につきましては、月 1 回検査を実施しております。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

いいですか、それで。

○環境水道課長（川崎和久君）

結果についてはございません。

○環境水道課環境係長（池田直道君）

現在月 1、業者のほうに委託しているものですから、そちらのほうで実施をしていただいております。結果につきましては、ちょっと今手元にございませんので、後ほど御報告をしてよろしいでしょうか。

○山口委員

とりあえず今のところは、問題になるような数値ではないと。

○環境水道課長（川崎和久君）

その結果についての、水質の検査結果につきましては、委託して、業者のほうからも結果の異常値になれば報告されると思います。

以上でございます。

○竹下委員

報告書の 89 ページですけど、歳出についてのところで、④に公営企業法の適用支援業務委託料というのが 212 万ほど挙がっております。昨年の前年の内容を見ますと、前年の名称は、経営戦略策定の業務委託料として、107 万ほど挙がっていたと思います。これについての内容。どうしてこれに変わったかというか、内容変わってきたのかというのをお尋ねしたいと思います。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

令和 2 年度の経営戦略につきましては、その委託自体が、内容的に委託自体がちょっと

別物といいますか、別の内容での委託業務でございます。今回こちらのほうに計上してま
す公営企業法適用支援業務委託につきましては、令和6年度までに国のほうから公営企業
会計に移行しなさいという要請がありまして、取り組んでいる委託内容でございます。

以上でございます。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

報告書の89ページ、90ページなんですけど、90ページの2番、接続状況の欄で、休止世
帯14、利用世帯159。これは令和2年度、昨年度から令和2年が休止世帯が15やったのが
14。つまり1戸増えて利用世帯が159になったということかと思えます。これを踏まえて
89ページの歳入のところで、下水道使用料が、令和2年が743万3,000円。今年度が699
万8,000円。43万5,000円ほど減るとるわけですね。ということは、利用世帯が1戸増え
たにも関わらず使用料が減ったということは、どういうことですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

下水道使用料の原因についてでございますけど、令和2年度につきましては、未収金が
40万ほどありました。その分が返済されたものでございます。それと世帯人口の減に伴い
まして、減った分が幾らかございます。それによりまして、今年度50万程度減少したとい
うことでございます。

以上でございます。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

未収金が40万ほどで言われましたが、ただこいちょこっと書いてあるだけでは、説明を
聞いて初めて未収金の回収ができたというなことです。何か書き換えが欲しいなという
感じがしますが。それとその下の一般会計繰入金。これが令和2年度が4,272万8,000円
が今年度、令和3年度が3,509万7,000円。これは……繰入金は763万1,000円とし
とつてですが、本来だとこの下水道使用料で賄えればそいが1番よかとでしようけど、これ
を値上げするにはなかなか至難の業だろうと思えます。この繰入金ですが、3,500万、4,000
万、これは、毎年一般会計から繰り入れるわけで、将来展望、いつまでどうやって繰り入
れていくのか。財源がなくなればどうなるか。その辺の内容、展望はどうですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

下水道の使用料につきましては、700万程度の使用料が現在のところ……ております
が、これが増えるというのは、料金の改定しかないと考えておりますけど、料金の改定も、
他の合併浄化槽とか、そういうったとの使用料と、ある程度公平的に、料金を設定するに
あたって、今のところは難しのかなと考えているところでございます。今後も維持管理費
用等で必要経費と考えますので、今後の展望としましては、日々の維持管理を的確にしま

して、大きな故障等がないように、費用のほうを負担軽減を図っていきたいと考えております。現状については、前年度につきましては3,500万の繰入金を頂いておりますが、ある程度の費用はこの漁集のほうにいただかなければ、今後も維持継続できないのかなというところは考えているところでございます。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

こい町長にお尋ねしますが、こい結構ふとか金額と思うとですよ。これをまあずっと続けていかんと、漁排の運営が成り立っていかんというとも分かりますが、何かずっと繰り入れていくけど、うちの不安材料の拡大みたいに思うとですよ。

○町長（永淵孝幸君）

まだ下水道の基金は4億ぐらいあるわけですかね。4億1,000万ぐらい。そいけんその基金で賄っていけば、基金が枯渇するていうなごたつことで毎年計画立てて、こう3,500万の……全ての特別会計においては、大体一般会計から、本当はこの漁業特別会計の中で本当はせないかんわけですかね。しかし、ほかの特別会計も一般会計から繰出しながらやっているという状況で、そこをじゃあ見直していくと、一般会計から繰出さないとすれば、やはりさっき言われたように、手数料料金の上げていかんということになってくるわけですね。ですから、今まではそこはまずひねらんで、基金もあるから、少しは一般会計から繰出しながら、いろいろな事業、工事とか何か入ってきたときもしていこうというなことで、今随時やってるわけです。ですから、これがずっと続くかといえば、それは分かりませんが、今の状況からいけば、こういった状態で行かざるを得んのかなという感じはしてます。そりゃ議員が言われるとも分かります。やっぱり毎年毎年、3,000万以上一般会計から繰出すということは好ましくないというなことを言われるの分かりませんが、ちょっと今、合併処理浄化槽あたりもこの基金からいろいろ利用しながら、上乘せ助成をしよる。そしてこの前一般質問でも川下議員からありましたけれど、やっぱりよそを見て、少し上げていかんと、今度は一般の合併浄化槽の普及率に結びつかないというなことになりますので、そういったことを含めてやはり検討していかんかかなという思いはします。何か補足のあれば。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

ちょっと所賀委員があれしてからでよかですか。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

太良病院あたりにもそれ相当の繰出金のあるですね。これは国が定めた繰出し基準に基づいて計算をして繰出金として出している。一般会計から出すという形ですけど。この繰入金、繰出金でさっき町長が言われた4億ぐらいになるかなということ、国が定める繰出し金の基準に沿ってますよとは、形が違うわけですかね。

○環境水道課長（川崎和久君）

この繰出金につきましては、国が定める繰出金の基準外の繰出金として、一般のほうから頂いているものでございます。

以上でございます。

○田川委員

今の公営企業への移行でいうことで、今の漁排のほうは令和6年度までに企業会計に移行するということでしたけど、ちょっと私も同じこと聞きましたが、簡水のほう、令和5年度までで聞いたんですけど、それはどうなってるんですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

簡易水道につきましては、令和3年度、令和4年度で法の適用で移行の準備を行って、令和5年度から企業会計として導入するような形になります。

以上でございます。

○田川委員

そしたら、来年度のこの決算委員会の時には企業会計で出てくるてことですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

運営については企業会計で運営していますが、決算としましては、簡易水道事業の決算として受ける形になると思います。

以上でございます。

○田川委員

簡水も漁排も一緒なんですけれど、さっき言われた基準内繰入れと基準外の繰入れとあると思うんですけど、基本的にその企業会計ていいますのは、独立採算を目指す。まあ何でこの漁排にしても簡易水道につきましても、特別会計から企業会計に移してくれと総務省が言ったのかで言ったら、やっぱり人口とか減少しているこの世の中におきまして、企業体として持続可能な経営を続けていくと。そこで見える化ていうのをやって運営しやすくしていくというまず目的があると思いますね。ただその独立採算制を前提としてる企業会計において、その基準外の繰入れというのがどこまで認められるのかで、ちょっと不安なんです。自分としては、要するに、あまりにも一般会計とかの基準外の繰入れを行った場合に、例えば国と県から指導が来て、もっと使用料上げろと。……上げろとそういったことになったら、それが本当言ったら健全な経営としていいんでしょうけれど、やっぱりどうしても自治体の事情もありますので、いろいろな。そこら辺のところは、去年の課長の答弁によりますと、県といろいろ打合せをしながら話していきたい、方向等を見つけていきたいということだったですけど、そこら辺は果たしてどうなるのか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

繰入金の件と思いますけど、簡易水道につきましては、国に基づいた基準内繰入金として、元利償還金の2分の1、または100%頂いて、今、運営の費用として賄えているところでございます。簡易水道につきましては、収入ではある程度運営費のほうは賄えてる状況でございますけど、どうしても工事費用につきましては、一般からの繰入れに頼るような形でならざるを得ないのかなと。現状においては思っております。今後も人口減少等々もありますので、そのあたりはこの一般からの基準外の繰入れば頂きながら、事業運営を行っていきたいと考えております。

○山口委員

その簡易水道と水道、どちらも合わせて歳出で上がってくると思うんですけども、この2つ合わせた歳出の合計を給水人口で割ったときの1人当たりの金額。それについて教えてください。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

費用に対する人口につきましては、1人当たりの費用につきましては3万8,800円、約3万8,800円となっております。

以上でございます。

○山口委員

水を提供する給水するための1人当たりの費用ていうのが3万8,800円でことなんですけれども、今後この1人当たりに給水するための費用は上がるのか下がるのか。

○環境水道課長（川崎和久君）

今後その費用が上がるのか下がるのかということでございますけど、今後もその物価とか維持管理費の費用の変動によって変わってくると思います。

以上でございます。

○山口委員

これ人口が減ったら当然割返す人数が減ってくるので、4万円とか4万5,000円とかなくなってくると思うんですけど、そうなった場合、今回のこの経営というか、この事業の中で、削減できるような、何ていうですかね、工夫ができそうな、経費の中で。そういったところって今後どういうふうな……。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

この費用の軽減ということでございますけど、今、日々職員のほうで施設の点検、また水質の管理を行っております。そういったことを継続していくことによって、早期に機器の不具合等を発見して修理費の軽減に努めていければ、費用の軽減につながるのかなと考えております。

以上でございます。

○竹下委員

報告書の90ページの施設の概要について、93ページですね、失礼しました。93ページです。簡易水道と飲料水の供給施設の合計して書いてありますけれども、昨年までは、簡易水道は簡易水道、飲料水供給施設は飲料水供給施設としてありましたので、ぜひ別々に小計を出していただきたいというふうに思います。というのは、脚注にもありますように、簡易水道は人口が101人から5,000人の施設で書いてありますし、飲料水供給施設については100人以下の施設でことになってまして、規模が違うんですね。ですからそのほうが見やすいというふうに思います。そういうことでぜひお願いします。そしてこれを見ますと、年間の給水量が合計で32万2,438立米ということになってます。年間給水量の非常に高い大浦の地区を見ますと、22万2,280立米ということ、約68%、69%、7割を占めているんですよ。その有収率が、昨年と比べれば、昨年が83.59%でしたので、今回71.85ということ、非常に落ちてます。この一番年間給水率が7割ぐらい占めるところの有収率が落ちるということは、非常にどっかに大きな漏れがあるんじゃないかなろうかというふうに思いますけれども、これについてはどう把握されているのかお尋ねします。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

大浦地区の有収率の件ですけれども、大浦地区につきましては、今回、日々の配水量で確認するとき、職員のほうにも、その辺増えた段階で、漏水が疑われる箇所に出向いて目視での確認は、音波探知機による漏水音の調査、またバルブにて推定の範囲を調整して、漏水区域を絞るための調査を行っております。しかしながら、漏水の修繕に努めているところですが、漏水音が聞き取れず、漏水箇所の確定に苦慮し、こういった有収率の減少につながっているものと思っております。

○竹下委員

大体予想される場所は、検討はつけておられるんですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

予想される、漏水の日々突発して起こるような箇所は職員のほうも把握しておりますので、そのあたりは重点的に調査のほうを行っておりますけど、そういった漏水用の確認等が取れず、漏水がまだ修繕できていない箇所とかある可能性も、現状においてはあるところでございます。

○竹下委員

喰場地区については、工事を3つ、前のページに書いてありますけれども、1期、2期、それと給水管の切替えあたりをされておりますけれども、それにもかかわらず、喰場地区については62.91%という有収率が、昨年は70.99%で、71%ぐらいでした。落ちて

おります。これについてはいかがですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

喰場地区につきましては、令和元年度、令和2年度に工事をいたしまして、令和2年度の有収率につきましては、増加いたしております。しかしながら、令和3年度に入りまして、漏水の配水量の増加が確認されまして、そういった漏水の疑いがあるような古い埋設管の調査を行ってまいりました。しかしながら、喰場地区につきましては、畑とか田に配水管が埋設されておりますので、そういった箇所はちょっと調査ができず、現在苦慮しているところでした。しかしながら、令和3年度の工事に入りまして、その工事完了後にその配水量の減少が確認されて、現在では、漏水をする前の状態の配水量は戻っているところでございます。

以上でございます。

○竹下委員

この件については、ある程度解消してるということですか。改善されているということですかね。

○環境水道課長（川崎和久君）

現在においては、配水量は漏水前の状況に回復しております。

以上でございます。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

ほかに。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

今、先ほど竹下議員の有収率のことなんですが、93ページの飲料水供給施設。これを見てもみますと、7施設のうち4施設が昨年令和2年と比べて有収率が下がってきていますね。大川内、下中山、上今里、嘉瀬ノ坂。この中で一番有収率の落ち込みが大きかったのは大川内地区の95.62から令和3年度87.41。これはどういった原因でこれだけ下がったのでしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

大川内につきましては、配水量も少なく、配水量から有収水量を差し引いた水量で換算しますと、時間43リットルの漏水量でございます。そういったことで、漏水の調査に現在職員のほうが行っておりますが、どうしてもちょっと少量の漏水については、先ほども申し上げましたとおり、本管の音が取れず、漏水の発見には苦慮しているところでございます。そういった理由で、漏水の有収率につきましては、令和2年度からすると8.21ポイント減少したという結果でございます。

以上でございます。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

そいぎ、ほかの3施設も3箇所も似たような、ほとんど漏水が原因であるか現在調査中でことですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、ほかの3施設についても、時間当たり上今里につきましては30リットル。嘉瀬ノ坂につきましては40リットル。下中山につきましても10リットル等、本当に少量の今漏水が、時間当たりの漏水が確認されております。そういったことで、職員においても漏水の発見に苦慮しているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほら今、非常に空き家が多かたいね。空き家の中にもう空き家自体のところは止めとるかもしれんけど、そのつながりのところで漏水があつたいとか何か聞きたいなんかいしょとぼってんですよ。そがんとの発見の非常に遅れて、非常に余計漏水があつたていうなことも聞きよっとですけど。その辺の内容あたりは、空き家の、空き屋自体はもう閉めとっけんがもうよかろうて思つて、どうしてもどんどんどん古くなっていったりなんかいするぼってん。その辺の空き家対策んところについてはどがんな。

○環境水道課簡易水道係長（福田嘉彦君）

お答えします。

一応、空き家のとこも業者に委託して、漏水の調査、本管から家までは町のほうで管理をしますんで、その辺も、中止であつてもその間漏れている場合がありますので、業者のほうに、専門的な業者に委託をして見ているところもあります。全てがそういうふうではありませんので、今こういうふうに言ってもらいましたので、今一度自分のほうでも確認をいろいろしていきたいと思つます。

以上です。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

それではお昼になりましたんで、質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

討論ないので、採決いたします。

最初に、議案第 40 号及び議案第 41 号の 2 議案を一括して採決いたします。

議案第 40 号 令和 3 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 41 号 令和 3 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の 2 議案は、原案どおり認定すべきことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

異議なしと認めます。よって、議案第 40 号及び議案第 41 号の 2 つの特別会計歳入歳出決算については、原案どおり認定すべきと決定しました。

次に、議案第 42 号 令和 3 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、本案は原案どおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

異議なしと認めます。よって、議案第 42 号 令和 3 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案どおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

入れ替えのため暫時休憩いたします。

午後 0 時 4 分 休憩

午後 1 時 2 分 再開

○決算審査特別委員長（川下武則君）

休憩を閉じ、直ちに会議を再開いたします。

議案第 43 号 令和 3 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○決算審査特別委員長（川下武則君）

次に、議案第 43 号 令和 3 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

事業実績について病院事務長の概要説明を求めます。

なお、説明につきましては簡潔にお願いしたいと思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

《町立太良病院事業会計の事業実績の概要説明》

○決算審査特別委員長（川下武則君）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいと思います。

なお、節度ある質疑にするために、質疑の方は必ず挙手をもって発言を求め、委員長の許可を得てから、決算書及び審査意見書のページ数を言ってから質疑をお願いいたします。

質疑の方ありませんか。

○竹下委員

簡潔に質問いたします。決算書類の1ページの収入が、それぞれ第1款、第2款、第3款それぞれあります。4款までありますけれども。この21ページに収益費用の明細書というのがあります。この1ページの収入の内容と、この収益費用の明細の各事業収益とか医療外の収益とかあるんですけど、この数字が微妙に違うんですよ。この違う理由をちょっと教えてもらいたいと思いますけど。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

最初のほうが税抜の表示になっております。明細のほうは税込表示になっております。

以上です。

○竹下委員

特例の20ページの一番左の最後の部分のところに特別利益というのがありまして、これについてはこの報告書と一緒にしているんですよ。これは税金かかってないからということですかね。ほかのところちょっと若干違うんですよ。75万6,880円ていうのがあるじゃないですか。これはこっちでいう、おうてくるんですよ。

○太良病院事務長（井田光寛君）

すいません、先ほどの答弁を訂正させてください。最初のほうが税込で、あとのほうが税抜です。すいませんでした。今の質問の特別利益の分ですけど、そこは税が関係してないということになります。

○竹下委員

差額の分は、そいぎ差額の分は税金ていうことですね。そういうことですね。分かりました。

○田川委員

同じページの収益費用明細書の真ん中からちょっと上。その他の医療収益の中で2番、公衆衛生活動収益というところで3,400万ぐらい挙がってまして、去年より2,100万ほどアップしてるんですけど、この内訳ていうのは何なんでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

増加額が1,200万ほどありますけど、これはコロナワクチンの接種に対する補助があつてる。補助ていうか収入になります。

以上です。

○田川委員

コロナワクチン接種の費用ということですけど、令和3年度はワクチンの接種者数というのは何名いらっしゃったのかていうのは分かりますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

すいません、令和3年度末の正確な数字を今持ってないんですけど、8月末現在までに当院が接種した数としては今手元にあるんですが、その数字をお伝えしたいと思います。

1回目から4回目の合計で、9,533回の接種を行っております。

○田川委員

1回目から4回目までに、8月末までに9,533回やられたということですけど、その中で副反応、私も3回受けましたけれど、3回目に割と皆さん副反応出た方あったと、男性の場合ですね。多かったような気がしますけど。まあ町立太良病院のほうで接種されたときに、重篤な副反応が出たていうことはあったかないか。またあったとしたら、どうやって対処されたのか。それだけ教えていただけませんかでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

副反応として、今、議員言われた3回目が多かったんじゃないかというところですが、当院ではそこまで3回目は多くなかったような実感です。一番最初の1回目は、重症とまではいきませんが、入院された方が3名いらっしゃいました。1泊2日で退院をしてます。内容としては、蕁麻疹が多かったとは思ってます。

以上です。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

ほかに。

○竹下委員

11ページの事業報告書の中に、訪問看護ステーションの内容があります。387万2,257円の赤字ということですけども、この赤字については、昨年の実績よりも赤字が増えます。この理由は何なのかということと、逆に通所リハビリテーションの事業については380万ぐらいの黒字になってます。これは前年度は赤字だったんですけども、黒字に転じています。この2つ、それぞれ赤字が増えたところと、赤字から黒字になったというその理由をお願いしたいと思いますけど。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

訪問看護ステーションのほうですけど、収入としてはほぼ変わらないような状況。すいません、収入のほうは300万ほどプラスにはなっているとは思いますが、それ以上に経費のほうで人件費、それと前年度まで補助があっていた夜間の待機体制の補助というのが100万ほどなくなっております。そういったものの減もあるかと思えます。あと人件費のほう、人の異動で、もうベテランのスタッフばかりそこに集めて今、そういう状況なので、そういった点でちょっとマイナスの幅が大きくなってしまったというところはあるかと思えます。それと収入のほう上がってはいるんですが、コロナの影響でいく予定であった分が若干いけなくなったようなこともありますんで、もう少し収入が本当であれば、通常であれば伸びてたんじゃないかと思っています。ここは本当トントンぐらいでいければという思いでやっているところです。それと通所リハビリテーションのほうはプラスに転じているということですけど、令和2年度は、昨年も申しましたように7月、8月ぐらいで人がゴロっと入れ替わって、そのときに受け入れの患者の制限を行っていました。そういうのがなくなって、以前と同じような状況で対応できているので収入が増えて利益になった、利益が出たということです。

以上です。

○田川委員

報告書の14ページ。3の購入というところで、2番の基金のところ①番、電子カルテシステムというやつと、②番の医事の会計システムというのがありますけれど、これは一緒に購入されたのは、何か連動するとかそういうのがあってされたのか。またその電子カルテシステムとかは、もちろん入替えされたと思うんですけど、従来からなかった例えば機能が付いているとか、そういうのあるのか。一応こういう内容がどういったものかというのを説明していただければと思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まず、電子カルテと医事会計システムは連動しないと、医療行為がそのまま請求につながりますので、同じメーカーのものを同じ時期に入れ替えるのが通常のやり方で、同時に入れ替えをしてるということです。それと入れ替えた一番の理由が、windows7で動いていた、以前は。それがサポートも入れ替える前に終了をしていて、あと1番の理由としては、windows7機が入って来なくなった。Windows10では、前のシステムが動かないということで、入替えに至ったということになります。

以上です。

○田川委員

分かりました。それで、昨年の事務長の答弁の中で、電子カルテは入れ替えると。それ

で、マイナンバーが保険証の紐づけられますので、そういったのを紐づけしていくという発言ございました。太良病院さんの場合は、昨年10月からですかね、マイナンバーカードのほうで保険証の代わりをできるということに体制が整っていたと思いますけれど、それからまあ約1年近くたちますけれど、どうですか、そのマイナンバーカードを保険証に紐づけて利用された方というのはどのくらいいらっしゃるのかということを知りたいんですけど。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

本格稼働が昨年10月ぐらいからしております、最近の状況をちょっと医事課のほうに確認したんですけど、週に1人あるかないかぐらいです。

以上です。

○田川委員

今、太良町のマイナンバーカードの普及ということで、推進を熱心にされております。ただ、町民さんのほうにも私も話を振ったりするんですけど、皆さん何の得のあつとやと。何か面倒臭かだけじゃなかとか言われますもんね。そのマイナンバーカードを紐づけて保険証の代わりにすると。病院で使うときにですね。何かのメリットがないと、皆さん面倒臭いと思うんですけど。そのメリットは何なのか。例えば患者側ではこういうメリットがあると。病院側にはこういうメリットがある。どちらでもいいんですけど、そこをちょっと教えてもらえたらなと思うんですけど。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まず患者様側のメリットとしては、いろんな病院行かれたときに過去の処方の内容とか分かる、そういうことが言われてはいますけど、うちでまだそこまで利用したことはありません。あと病院側のメリットとしては、保険が切れているであるとか、保険が変わったとか、そういった情報がすぐ分かりますので、あとでの返戻がなくなると。そういったメリットはあります。

○山口委員

13ページですね。職員に関する事項で、会計年度任用職員の介護職の方がマイナス3ですね。男性の方増えているんですけど。介護職の方、退職された理由ていうのは、どういった原因でしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

3名のうち2名はもう、家庭の事情ですね。引っ越されたりていうのが1名と、家族の介護のためていう方がいらっしゃいました。もう1名の理由としては、ほかのところに移

りたいというような感じだったと思います。

○山口委員

訪問介護とか居宅介護とか、そういったところのサービスもされていると思うんですけども、結構やっぱり収益を上げるのは難しいことを以前から言われていて、そこで人材の確保というのも難しくなってくると、今後はどういうふうに関護のほうも盛り上げていこうと思っておられるのか。その見通しが分かれば教えてください。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

なかなか介護の人材不足というのは全国的なもので、当院が何かいろんな手を打ってていうわけではないんですけど、太良町として、昨年からは太良町内の介護施設に初めて介護として入ったら、幾らか補助が出たりとか、そういったこともやってもらってますので、そういったところにちょっと期待はしていきたいと思います。とにかく人をそこ増やさないと業務拡張とはいかないとは思ってます。なかなか難しいです。でも今は維持はしていかないといけないと思ってます。

○山口委員

その現状で、そのまあ結構人が減ってるとかしてる中で、お断りするケースとかっていうのは今現在はあるんですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

ほぼほぼ断ることはないんですが、やっぱり面接をして、精神的な面がちょっと疑われるなどという場合はお断りをしています。一番働いていただく上でメンタル面の問題が大きい方は周りに迷惑をかけますので、そのあたりはちょっと慎重に見極めてはいるつもりです。

以上です。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

損益計算書4ページをお尋ねしたいと思いますが、一番上の医業収益の中にその他医業収益、これが今年度は4,672万。昨年からは比べると1千万ほど増収になってますが、その理由は。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

先ほどのコロナのワクチン接種の分がそこに入っているって、1千万ほどプラスになるんです。

以上です。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

それで、最終的には医業収益が8億9,400万。昨年度と変わらんですね、あんまり。コ

ロナがなかったら減収になっただけということも考えられるのかなと思いますが、この医業収益に対して、いつもお尋ねするのが、医業費用の給与費6億7,966万9,750円。まあ医業収益に対して76.02%を占めます。去年は72.76%。3.26ポイント上がってるわけですが、これは何が原因、ポイント上がった理由は。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

最初申しました会計年度任用職員がそういう制度が始まって人件費増にはなってはいません。それと新型コロナに対して、新型コロナワクチンの接種とかで、土曜日に通常の勤務以外に出てきて接種をした日があったりとか、あとは新型コロナに関する処遇改善加算ということで給与が幾らか上がってます。そういったものも影響はしてます。その分上がった分は、そこに充てるお金としては、本来であれば補助金の中の病床確保事業であるとか、そういったものから出すようになってはいるんですけど、うちの場合は、この損益計算書上では、補助金でもらった分は全て県の補助金とかに入っていきます。支出の分は給与費で出て行きますけど、収入の分はそういう補助金から入って、比率としてはやっぱりどんどん大きくなってしまおうようなことになってしまっているのが現状です。こういう状況で、ほかの医療機関や介護施設等と今の現状、今の状況、話をいろいろ聞いてますと、やはり70%前後になってきているところは多いような感じですよ。そうは言っても、収入はやっぱり上げる必要があるというところはありますんで、今後そこに力を入れるしかありません。収入が落ちている1つの原因としては、やっぱりコロナの影響は大分あります。すいません、適切な答えになってないかもしれません。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

以前総務省のアドバイザー事業ていうのを受けて、当時太良病院は3,000万か4,000万の給与の確保すべきだとか、いろんな話の中で、夢ていうか、収益に対する給与費の割合、これは60%が一番理想かなと思いつつながら、65%、70%、今年70数%なっているわけですが、なかなかこれ例えば65%とかていうても、さっき言われたように医療収益が上がらんと、その比率としては悪くなかとは感じするとですけど。今から先の流れで、さっき説明言われても70%ぐらいなってるてことを聞くと、60%、65%、夢のまた夢かなという感じはするとですけど。見通しとしては、事務長どう思ってる。

○太良病院事務長（井田光寛君）

まあある病院の事務長とかと話す中で、やっぱりこういうサービス業、人が全てなので、人件費の部分が增大していくというのは致し仕方がないんじゃないかと。最終的に医業収支比率ですね、やっぱりそこが重視していかなければいけないかと思いつつ。まあうちの場合、そこがまだ85%くらいなもんなんですけど、そこを9割ちょっとにはしていかなきゃいけないと思いつつ。人件費が増える分、ほかの部分はやっぱりしっかり見直して削つ

ていく必要はあるかと思っております。全体の比率として見ていけばいいのかなとは考えていますが、ちょっとやっぱり今の人件費比率は高いは思っております。見通しとして、今後どう変わっていくかというところが、どうしてもこのコロナの影響で補助金やら、いろんな支出が増えたりしてますんで、入ってくる部分ももちろん多いんですけど、その辺の仕分けで大きくここ比率影響してるんですね。だから、コロナが落ち着いた頃にきちっともう1回今後の指標は見直す必要があるかとは思っております。

以上です。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

13 ページになるのですかね、職員に関する事項ということが1 番目にある。14 ページの手前にですね。職員に関する事項ということがあるですね。その中で、正職員の欄で、技術員は令和2 年度 11 名。こいが3 年度では 13 名。看護師が2 年度で、これ女の方ですね、32 から 31 名になっとつとですけど、これはコロナ等々にも想定した職員の分ですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まず技術員のほうは、リハビリのスタッフの増加です。ここはリハビリの数が増えてきておりまして、今後まだ点数的には取れる余地があるということで、増員をしております。看護職員のほうは、ちょっとやっぱり入れ替わりとかありますんで、今後を見据えたプラスというところで考えていただければと思います。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

ほかに。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

それでは質疑がないようですので、質疑を終了したいと思いますけど、討論の方ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

討論ないので、採決いたします。

議案第 43 号 令和3 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、本案は原案どおり可決及び認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

異議なしと認めます。よって、議案第 43 号 令和3 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案どおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、本日は6 つの案件を終了しましたので、これにて散会したいと思います。第2 日目の12 日も9 時30 分からの再開です。よろしく願いして終わりたいと思

います。どうもお疲れさまでした。

午後1時43分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

委員長 川 下 武 則